

改正派遣法に基づくマージン率の公開

2012年10月1日の【改正労働派遣法】の施行により、派遣事業主（当社）は、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項） このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

- | | | |
|---------------------------|----------|-------------|
| 1. 2025年6月1日付 派遣労働者の数 | 70 人 | |
| 2. 2025年度 派遣先の数 | 17 事業所 | |
| 3. 2025年度 労働者派遣に関する料金の平均額 | 15,358 円 | (8時間 全業務平均) |
| 4. 2025年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 | 11,271 円 | (8時間 全業務平均) |
| 5. マージン率 | 26.6 % | |

$$\left[\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \right]$$

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| 6. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定の締結の有無 | 有 |
| 7. 上記労使協定の有効期間 | 2026年3月31日 |
| 8. 上記労使協定の対象となる労働者の範囲 | 別紙の業務に従事する派遣労働者 |
| 9. キャリアアップに資する教育訓練に関する事項 | |

訓練種別	対象となる派遣労働者 雇用時・派遣中	訓練方法 OJT/OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用訓練	雇用時	OFF-JT	無償	有給
物流業務従事訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給
コミュニケーション研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

10. キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先 当事業所 0565-24-1245

11. その他参考事項

派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます。

（雇用条件によって加入できない場合があります）

また、福利厚生として、有給休暇・産前産後休暇・労災保険等あります。

ネクストノベーション株式会社

Next Innovation

許可番号 派23-303942

別紙

労使協定の対象となる労働者の範囲

- 033 総務・人事・企画事務の職業
- 034 一般事務・秘書・受付の職業
- 035 その他の総務等事務の職業
- 036 電話・インターネットによる応接事務の職業
- 037 医療・介護事務の職業
- 038 会計事務の職業
- 039 生産関連事務の職業
- 040 営業・販売関連事務の職業
- 041 外勤事務の職業
- 042 運輸・郵便事務の職業
- 043 コンピュータ等事務用機器操作の職業
- 067 生産設備オペレーター（金属製品）
- 068 生産設備オペレーター（食料品等）
- 069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）
- 070 機械組立設備オペレーター
- 071 製品製造・加工処理工（金属製品）
- 072 製品製造・加工処理工（食料品等）
- 073 製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）
- 074 機械組立工
- 075 機械整備・修理工
- 076 製品検査工（金属製品）
- 077 製品検査工（食料品等）
- 078 製品検査工（金属製品・食料品等を除く）
- 079 機械検査工
- 080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）
- 081 生産類似の職業
- 095 荷役・運搬作業員
- 096 清掃・洗浄作業員
- 097 包装作業員
- 098 選別・ピッキング作業員
- 099 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業

ネクストノベーション株式会社

Next Innovation

許可番号 派23-303942